

京都市告示第 236 号

京都市青少年活動センター条例第 3 条ただし書の規定に基づき、京都市山科青少年活動センターの開所時間を次のとおり延長します。

平成 17 年 6 月 6 日

京都市長 梶本 頼兼

開所延長日時

平成 17 年 6 月 12 日（日）午後 6 時～9 時

（文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課）